

# 公益通報対応規定

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

# 公益通報対応規定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規定は、公益通報者保護法（以下、「法」という）が規定する労働者等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令遵守を旨とする特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会（以下、「法人」という）の健全な経営に資することを目的とする。

### (通報対象)

第2条 本規定に定める通報とは、法が規定する国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律に規定する罪の犯罪行為の事実が生じたまたはまさに生じようとしているものを対象とする。

2. 前項の他、法令違反一般および倫理違反行為についても、法の趣旨をふまえて通報対象とする。

## 第2章 通報対応体制

### (通報対応責任者)

第3条 本規定による通報対応の責任主体を明確にするため、法人に通報対応責任者を置く。

2. 通報対応責任者は、法人事務局長があたるものとする。

### (通報および相談窓口)

第4条 労働者等からの通報を受け取る窓口を、法人理事長および法人の利益相反関係にない法律事務所に設置する。

2. 法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を、苦情解決委員会規定に基づく第三者委員とする。

### (通報の方法)

第5条 通報窓口および相談窓口の通報方法は、電話・FAX・書面・面会とする。

なお、電子メールは通報者の特定および保護を行う上で困難であることを理由として当面、通報方法とはしないものとする。

2. 匿名通報に対しては、原則としてこれを受け付けないものとする。ただし、身元を開示して通報を行うよう通報者に継続して説得するものとする。

(通報者および相談者)

第6条 通報窓口および相談窓口への通報者は、法人の役員・評議員・職員（正規職員・専任職員・非常勤職員・アルバイト・ボランティア・退職者）および当法人を利用する保護者、ならびにボランティア・取引業者の職員等とする。

(調査)

第7条 通報された事項に関する事実関係の調査は法律事務所が行う。

2. 通報対応責任者は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。
3. 書面等での通報があった後、事実関係の調査を行う場合は、その旨を通報者に対して20日以内に通知するものとする。

(協力義務)

第8条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

2. 法人は必要に応じ、関係行政機関にその概要を報告する等所要の措置を講じるものとする。

(法人内処分)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って懲戒処分を課することができる。

(記録および事務体制)

第11条 通報受理に基づく各種対応事務等を執り行うために通報対応担当者を置くものとする。

2. 通報対応担当者は、通報受理者に協力し、通報内容を通報受付票により記録する。

### 第3章 当事者の責務

#### (通報者等の保護)

第12条 法人は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2. 法人は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む）がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分を課すことができる。

#### (秘密保持の徹底)

第13条 法人および本規定に定める業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を漏洩してはならない。また、退職後あるいは退任後においても同様とする。

2. 法人は正当な理由なく個人情報を漏洩した者に対し、就業規則に従って、懲戒処分を課すことができる。

#### (通知)

第14条 法人は、通報者に対して、調査結果および是正結果について被通知者（その者が不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

#### (不正目的の通報)

第15条 通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。法人は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って懲戒処分を課すことができる。

#### (通報または相談を受けた者の責務)

第16条 通報対応担当者に限らず、通報または相談を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む）は、本規定に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

2. 通報対応担当者に限らず、通報または相談を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む）は、通報内容が法人と直接関わりのない事項である場合においては、処分権限等を有する行政機関を紹介する等適切に対応をするものとする。

(利益相反者の排除)

第17条 通報が自らが関係する事案の場合、通報対応担当者および通報受理者ならびに通報対応責任者等通報処理に従事する者あるいは通報または相談を受けた者は、当該通報対応に従事してはならない。

2. 前項による利益相反者がある場合は、理事長または事務局長が代替職員を選任するものとする。

## 第4章 その他

(記録)

第18条 通報対応責任者は、通報から調査、改善までの経緯と結果について通報案件管理票により記録する。

(結果の公表)

第19条 法人事業の法令遵守の徹底を図るため、本規定に基づく通報対応状況について、個人情報を除き、事業報告書に表示する。

(所管)

第20条 本規定の所管は、法人事務局とする。

(改善等)

第21条 本規定の改廃は、理事会が決定する。

(施行)

附則 本規定は、平成18年4月1日に制定し、施行する。